

IGES Briefing Note on REDD+ negotiations

国連気候変動会議(2012年5月14-25日、ドイツ・ボン)

補助機関会合 (SB 36)

July 2012



Inside This Note

- 1 背景
- 2 REDD+活動の方法論的ガイダンス (SBSTA)
- 3 REDD+の政策アプローチとポジティブ・インセンティブ (AWG-LCA)
- 4 REDD+に関するボン会議の成果はドーハ会議にとってどのような意味を持つか
- 5 結論

Box 1 サマリー

概要

- イベント: SBSTA 及び SBI(第 36 回会合)、AWG-LCA(第 15 回会合)、AWG-KP (第 17 回会合)、ADP(第 1 回会合)、サイドイベント
- REDD+に関する議事項目:
 - REDD+に関連した活動の方法論的ガイダンス(SBSTA項目4)
 - REDD+ のための政策アプローチとポジティブ・インセンティブ(AWG-LCA 項目3 (b) (iii))

REDD+ に関する成果

- **SBSTA:** 全体会の最終セッションで、REDD+の活動の方法論的ガイダンスに関して議長が提出した結論案が採択された。SBSTA は、未解決の要素、すなわち (1) 森林減少・劣化の要因に関連するモダリティの方法論的ガイダンス、(2) 森林減少・劣化の要因への対処に関するガイダンス、(3) 森林の参照排出レベル／参照レベル(REL/RL)の技術的評価に関するガイダンス、(4) タイミングと頻度を含むセーフガード情報の要約のプレゼンテーションに関するガイダンスについて、意義のある前進を遂げることができなかった。これらの要素について、ドーハで開かれる第 37 回会合で検討を開始／継続することが合意された。
- **AWG-LCA:** スピンオフ・グループが世界的な REDD+の資金メカニズムのオプションについて非公式協議を行った。その内容が oral report 文書にまとめられ、AWG-LCA の議長に提出された。

所見

- 方法論的ガイダンスに関して SBSTA で得られた合意は限定的なものであり、ほとんどが既存の GHG インベントリ報告の原則を繰り返したに過ぎない。
- 一連の資金源を併記するというダーバンでの妥協は、世界的な資金調達手段に合意するという問題を解決していない。
- REDD+は、2020 年以降に気候変動の取り組みについて合意が形成されるまでの間、暫定的に気候変動に関して行動する機会を提供しうる。

提言

- SBSTA は、REDD+のための各国の森林モニタリングを強化し、モニタリングの控えめなアプローチ (conservative approach) を評価するために、現行のイニシアチブの状況を調べるべきである。
- IPCC は、(a) 森林に関連した排出と吸収、森林の炭素ストック、土地利用の変化に関する MRV、(b) 森林 REL/RL を国の状況に合わせるための REL/RL リモートセンシングとモデリングの開発、及び (c) 段階的アプローチに一致したリモートセンシングなど、国の森林モニタリングシステムの技術的要素に関して、方法論的ガイダンスを発展させる任務を引き受けるべきである
- 締約国は、革新的な資金源を探求し、国の REDD+レジストリの開発と試験を行うべきである。

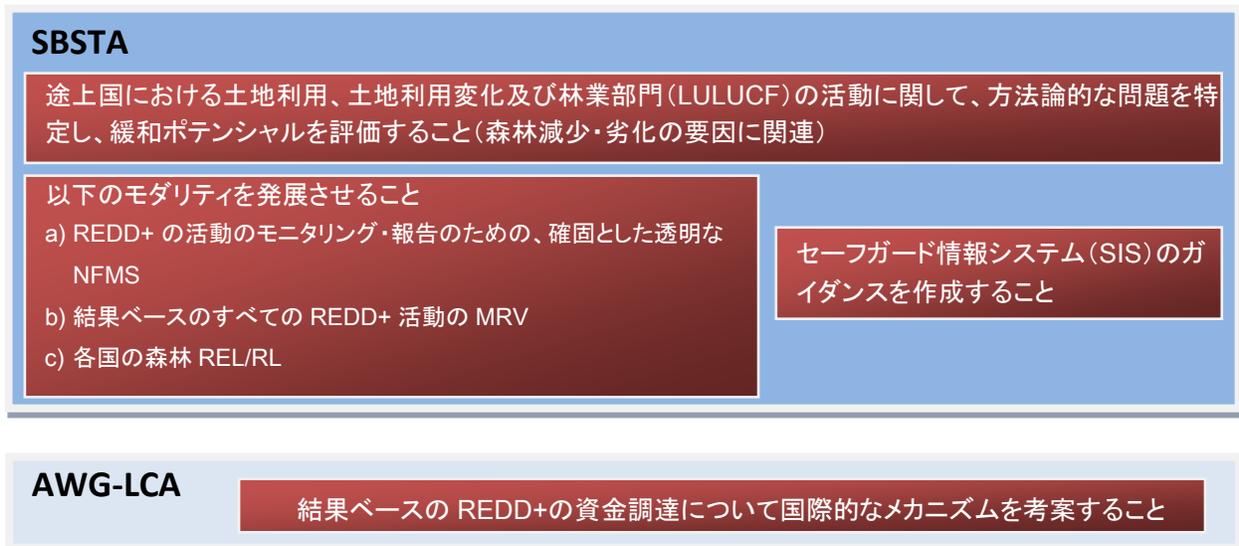
1. 背景

2005年以来、UNFCCCの締約国は、森林からの排出を削減し、炭素ストックを増加させる活動（REDD+）にインセンティブを与える世界的なメカニズムについて交渉を行っている。REDD+の方法論的ガイダンスの作成は、科学技術補助機関会合（SBSTA）の作業プログラムの一部であった（1/CP.16付属書Ⅱ、第17回締約国会議（COP 17）で拡張された（FCCC/SBSTA/2011/L.25））。一方、気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会（AWG-LCA）は、資金調達を含め、REDD+の政策的アプローチとポジティブ・インセンティブについて協議している。

2012年に南アフリカダーバンで開かれたCOP 17で、締約国は、REDD+の社会的・環境的なセーフガード、及びREDD+の実行にあたってセーフガードがどのように対応・尊重されているかを報告するセーフガード情報システム（SIS）の特徴の一部について、合意に達した。これには国別報告書を通して定期的に提供されるべき情報のサマリーが含まれている（決定12/CP.17）。また、ダーバン会議では、国ごとの森林参照排出レベル／森林参照レベル（RFL/RL）のモダリティについても前進した。締約国は、提案されるREL/RLは年間CO2換算トンで表すこと、及び実施状況のベンチマークとしてこれを用いることに合意した。途上国締約国は、新しい知識、新しい傾向、範囲と方法論の修正を考慮に入れ、定期的に森林REL/RLを更新しなければならない（第12パラグラフ）。しかし、ダーバンでの第35回SBSTAは、国家森林モニタリングシステム（NFMS）のモダリティ、及び人為的活動による森林関連の発生源ごとの排出量、吸収源ごとの吸収量、森林炭素ストック、REDD+の実施から生じる森林炭素ストックと森林利用の変化の測定・報告・検証（MRV）のモダリティについて、合意に達しなかった。この2つの分野に関しては、2012年の第36回会合で協議を続け、第37回会合で完了することになった。

また、COP 17で、締約国は、途上国締約国に提供される新しい追加的かつ予測可能な結果ベースの資金調達には、公共、民間、二国間ドナー、多国間ドナーなど、代替財源を含めてさまざまな資金源がありうるということに合意した（決定2/CP.17）。COP 17は、締約国に対し、2012年5月5日までに、結果ベースの行動に資金調達するモダリティと手順について意見を提出するよう要請した（第69パラグラフ）。また、AWG-LCAに対して、達成された前進とCOP 18への提言を報告することを目的として、提出された意見、テクニカルペーパー、ワークショップの結果の報告書を検討するよう要請した。

図1 2012年のREDD+の交渉における課題



2. REDD+ 活動の方法論的ガイダンス(SBSTA)

REDD+の方法論的ガイダンスは、最初に SBSTA の全体会で取り上げられ、コンタクトグループ(CG)と非公式会合に委ねられた。討議された3つの主な問題は、国の森林モニタリングシステム、MRV、及び森林減少・劣化の要因であった。SBSTA 全体会は、5月25日の最終セッションで、「議長によって提出された修正済み結論案」を採択した(FCCC/SBSTA/2012/L9/Rev.1)。その付属書「国家森林モニタリングシステムと測定・報告・検証のモダリティに関する決定案候補の要素」に、森林モニタリングと MRV が優先事項として取り上げられている。これらの要素には合意に達していない問題を示した多数の括弧付きの表現が含まれている。この作業は SBSTA 37 で完了し、2012年11月26日から12月7日にドーハで開かれる COP 18 に最終決定案が提出される予定である。

a) 国家森林モニタリングシステム(NFMS)

非公式協議は、考えられる NFMS の特徴を中心に行われた。締約国は以下の3点に合意した。

- (i) NFMS の開発は決定 [4/CP.15](#) に示されたガイダンス、及び気候変動政府間パネル(IPCC)の最新のガイダンスとガイドラインに従うべきである。
 - (ii) 「確固たる」NFMS は「透明で、長期的に一貫性があり、[かつ]完全なデータと情報を提供すべきである」。NFMS によって提供される「完全な」データと情報とは、「結果の技術的な分析(及び、括弧内に、REL/RL の確立)を可能にする」ものを意味する。
 - (iii) NFMS は、(a) 既存のシステムを基礎にし、(b) 国内のすべての森林地域または土地に関する情報を提供し、(c) 天然林に発生した変化を評価または認識でき、(d) 柔軟であり、改善が可能であり、(e) REDD+の段階的アプローチを反映したものであり、(f) 可能な限り、起こりうる不確実性の発生源を認識すべきである。
- 残りのパラグラフに括弧付きで書かれたガイダンスは、森林減少・劣化の要因への対応との連動の可能性、SIS、及び森林が持つ多数の機能を考慮する全体論的システムの開発に言及している。一部の締約国は、そのようなシステムは実行される活動の結果を技術的に分析することを可能にする完全なデータと情報を提供すべきであると指摘した。収集される情報のタイプについて、REDD+を導入する各国が情報を選択すべきであると一部の締約国が主張した。また、一部の先進国は、確実な情報の必要性、ならびにモニタリングシステムにおいて社会・環境セーフガードを考慮する必要性を強調した。特に意見が対立したのは、活動が最新の IPCC ガイダンスを考慮に「入れなければならない(shall)」か、「入れるべきである(should)」かという点であった。多くの途上国は、キャパシティビルディング、適切な支援と資金の必要性を強調した。多くの加盟国は、確固たる NFMS を発展させるためには段階的アプローチが必要であると述べた。

b) 排出源ごとの排出量と吸収源ごとの吸収量の MRV

MRV のモダリティに関する15のパラグラフのうち、全面的に括弧付きではないものは次の3パラグラフであった。

- (i) MRV は [4/CP.15](#) (括弧内に IPCC ガイドライン) に示されたガイダンスに一致すべきであり、REDD+とは別に討議されている「各国に適した緩和行動(NAMAs)」の MRV のモダリティを含むべきである。
- (ii) MRV システムは、透明で、完全であり、REL/RL に一致し、できる限り正確なデータを提供すべきである。
- (iii) このデータは「隔年更新報告書(Biannual Update Reports: BUR)」を通して提供される。

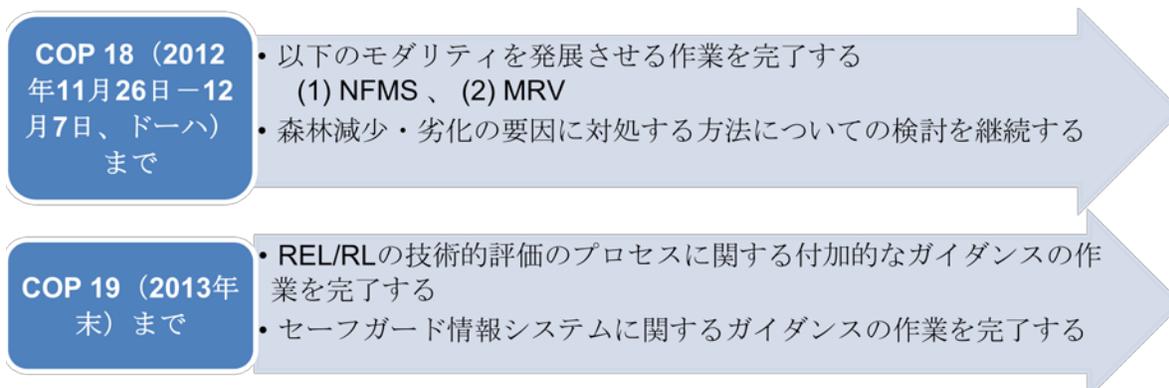
締約国は、MRV システムを開発するにあたって相乗効果を探求する必要性について議論した。一部の締約国は、NAMAs の MRV と REDD+ の MRV の共通要素を探ること、あるいはシステム構築の基礎として国の既存のモニタリングシステムを検討することを提案した。いくつかの締約国は、情報の質とタイプに関する要件は、途上国に過剰な負担をかけることのない、単純なものとすべきであると指摘した。多くの途上国は、MRV の支援の必要性に配慮すべきだと主張した。情報と技術へのアクセスを容易にするよう先進国が助力すべきであると強調する国がある一方、南南協力の役割を強調する国もあった。一部の締約国は、「国際的な協議と分析 (ICA)」によって検証されるべき BUR に REDD+に関する情報を含めることを提案した。これは、国の報告と検証に関して REDD+と NAMAs を関連付けることを意味する。しかし、ノルウェーは、第三者検証の重要性を強調した。



c) その他の課題

- **森林減少・劣化の要因:** 締約国は、この問題に関する最初の意見交換を行った。一部の国は、国によって要因は異なり、国のレベルで解決に当たるべきであると強調した。一部の国が草案の文面に国際的な要因を含むことを提案したが、ブラジルとアルゼンチンがこれに反対し、この協議は UNFCCC のマンデートに含まれる問題に絞るべきであると主張した。要因に関する討議を SBSTA の結論に反映するのは時期尚早であると一部の国が主張したため、これは結論に反映されなかった。この議論は、各国の社会・経済の面を考慮に入れながら、森林減少・劣化の要因に対処する方法に特に重点を置いて、SBSTA 37 でも継続される予定である。
- **参照レベルのモダリティ:** COP 17 は SBSTA に対し、ボンで、森林 REL/RL の技術的な評価プロセスについてさらにガイダンスを発展させることを求めた。しかし、SBSTA 36 は、時間がないと考えられることから、この作業を SBSTA 37 に延期し、SBSTA 39 で完結させることで合意した。
- **セーフガードに関する情報システム:** SBSTA 36 は、COP 18(ドーハ)での採択決定を提言することを目指して、REDD+の実施における社会・環境セーフガードの対応・尊重方法に関する情報の要約を最初に発表する行うタイミング、及びその後の発表の頻度を検討することも求められていた。加えて、SBSTA 36 は、透明で、包括的、効果的、及び一貫性のある形でセーフガードの情報を提供する方法について付加的なガイダンスを提供するという作業も開始することになっていた。しかし、ボンでの SBSTA 36 は、より現実的な時間スケジュール(図 2)に従い、この作業をドーハでの SBSTA 37 で開始し、2013 年の SBSTA 39 で完結させると決定した。

図 2 REDD+の方法論的ガイダンスに関する SBSTA の作業の修正されたスケジュール



3. REDD+ の政策アプローチとポジティブ・インセンティブ(AWG-LCA)

AWG-LCA の全体会は、単一のコンタクトグループ(CG)を設置することに合意した。5月18日に開催された第1回CG会合において、締約国は、REDD+をはじめ、COP 17でAWG-LCAのマンデートとされた任務に関していくつかのスピノフ・グループを発足させることに合意した。REDD+スピノフ・グループは、2つの場で、REDD+の資金調達に関連する問題、ドーハでの達成事項に関する締約国の期待、及び今後の展望に関連して各国が提出した意見について議論した。

- 出席者は、COP 17 によって AWG-LCA のマンデートとされたとおり、2012 年 3 月までに提出された意見に基づき、結果ベースの行動の資金調達のモダリティと手順について意見を交わした(表 1 参照)。一部の締約国は、REDD+を解決策に含めて初めて 2°C という目標を達成できると指摘した。多くの締約国は、必要とされる規模の資金を調達するには、さまざまな資金源を使用する以外にはないと強調した。また、多くの締約国は、グリーン気候基金(GCF)に REDD+のウィンドウを設けることに賛成した。一部の国(ガイアナ、フィリピン)は、この資金は段階的アプローチの3つの段階すべてにおいて供給されるべきであると主張したが、これについては GCF 理事会が決定をすべきであると注意を促す国もあった(米国、オーストラリア)。フィリピンは、GCF には市民社会や先住民を含む幅広い人々が参加するべきであると強調した。一部の国は市場での資金調達を拒否した(ボリビア、スーダン、タンザニア。インドは森林炭素ストックの保護、ブラジルはオフセットの創出に関して拒否)。一方、中国は、公的な資金源が望ましいと述べた。ガイアナは、COP の指導下で新しい市場メカニズムを発展させることを求め、日本は、集中型のアプローチとともに分散型のアプローチを用いることも可能なはずであると述べた。メキシコは、REDD+に参加する締約国が検証済みの排出削減と炭素ストック量に関する国のレジストリを設け、二重にカウントされないように UNFCCC REDD+レジストリにそれを通知するという提案について説明した。一部の締約国は、UNFCCC プロセスの別の分野で行われている資金調達の交渉と連結させることを求めた。
- ファシリテーターの Osafo は、コンタクトグループに対して、協議に関する [oral report](#) を提出した。ドーハでの COP 18 に先立ち、事務局、ならびに 2012 年 8 月 30 日から 9 月 5 日までバンコクで行われる AWG-LCA 会合に合わせて暫定的に開催が予定されている REDD+のワークショップによってテクニカルペーパーが提出されることになっており、REDD+の資金調達に関して COP 18 で決定される可能性のある要素について、そのテクニカルペーパーがさらにインプットを提供するものと期待されている。図 3 はスピノフ・グループのファシリテーターによって [oral report](#) に要約された主要要素をリストしたものである。

図 3 REDD+ の資金調達に関して COP 18(ドーハ)での決定が予測・期待される要素



表1 REDD+の資金調達に関する一部の締約国の意見の要約

	資金源				REDD+の資金調達に関連して強調されたその他の問題
	公的資金	GCF	民間資金	市場ベースのメカニズム	
熱帯雨林諸国連合	国際金融機関及び二国間資金供与	GCFのREDD+資金供与ウィンドウ	COPによる一貫性とガイダンスが必要	国の状況に基づいた自発的メカニズム	既存及び新しい市場ベースのメカニズムを調整するため、COPのガイダンスの下に規制組織を設立する
	複合型の資金調達：(i) REDD+ 債券、(ii) 事前買取制度、(iii) 官民パートナーシップ				LCAの新しい市場メカニズムにREDD+を含む
ボリビア	GCFが外国の公的資金を途上国の「公平な気候変動対策国家基金」に移動させる		倫理的な民間資金「公平な気候変動対策」のビジネス・イニシアチブ	支持しない	市場以外の代案として、「持続可能な総合森林管理のための共同緩和・適応メカニズム」
中国	途上国政府に対して、割賦方式で結果ベースの資金を供与する		公的な資金調達に焦点を絞るべきである		資金の配分を評価及び促進するため、気候変動枠組条約の下でREDD+技術委員会を設置する
コロンビア、コスタリカ、ホンジュラス、メキシコ	GCF：結果ベースのインセンティブのための資金を供給すべきである。締約国や関心のある民間組織などからの他の拠出と調整することができる			「最も有望」；REDD+のユニットはGCFの外でも使用可能	国が保有、移動または取り消す検証済みの排出削減と炭素ストックの増加（ユニット数）を記録する国家REDD+レジストリ
	GCF以外の革新的な資金源				
EU、他の欧州諸国	結果ベースのREDD+行動を設計するプロセスにおいて、多国間及び二国間のREDD+イニシアチブの新しいモダリティと手順、ならびに自発的な炭素市場から得られた教訓を情報として利用すべきである				考えられる決定には以下が含まれる (i) 数量化可能なベースライン (ii) 操作的定義 (iii) 参加の要件
後発途上国	主要な資金調達源	GCFのREDD+資金供与	民間からの資金調達は補足的なものとする	REDD+オフセット炭素取引に反対	資金の配分は、後発途上国、国のプログラム／インフラへの投資が優先されるべきである
インド	国の政府にインセンティブを支払う	インセンティブ方式のREDD+	役割は特定されない	CDM市場とは別のメカニズム	定義が必要 締約国はユニットごとに3つのタイプのインセンティブを決定・準備する
インドネシア	2020年まで年間1,000億USDを拠出するという付属書I国のコミットメントの一部とすべきである	GCFのREDD+資金供与ウィンドウ	結果ベースの行動において民間セクターの役割が不可欠である	市場ベースのメカニズムにおいて市場の完全性を確保することが必要	それぞれのタイプのREDD+活動と資金源ごとに適切なアプローチを定める インセンティブは大きな炭素ストックを持つが森林減少率が小さい国に焦点を置く
	公共と民間の資金の効果的な統合のガイドライン				
日本	デモンストレーション活動の経験に基づき、各国が資金源のタイプ（公共／民間）とチャネルのタイプ（市場ベース／非市場ベース、集中型／分散型、二国間／多国間）を選ぶ				テクニカルペーパーで情報を分析し、ワークショップで問題点を討議する
マレーシア	公的な国際的資金供与を強調	GCFのREDD+資金供与	役割は特定されない	CDM市場とは別のメカニズム	森林減少・劣化の要因への対処に投資をシフトさせる
ノルウェー	民間資金を利用し、REDD+への投資を促すために、各種の資金源を用いる インセンティブの支払いのための国際的なメカニズムを支持。GCFのREDD+ウィンドウもオプションの1つである				検証済みの排出削減／吸収の国際（国内）レジストリに対して事後の支払いを行う
フィリピン、スイス	森林債券、認証された木材、生態系サービスの支払い、税、課徴金などにより、REDD+投資から収入を発生させる 公共の多国間及び二国間基金、気候保険、GCF、民間セクター（先行融資の「インパクト投資家」を含む）				実績ベースのシステム（生態系、生活、ガバナンス）、有能で公正な管理と支払い
米国	あらゆる資金源と資金供給のタイプが必要であり、それらが奨励されるべきである。GCF理事会は結果ベースの資金調達のモダリティと手順についてインプットを求める			2/CP.17において市場ベースのメカニズムに言及	REDD+の市場ベースのメカニズム（2/CP.17の第66パラグラフ）はより幅広いメカニズムの一部とする（第83パラグラフ）

4. REDD+ に関するボン会議の成果はドーハ会議にとってどのような意味を持つか

所見と提案

- ▶ 将来の気候変動条約の締結を2020年(またはそれ以降)まで延期するというダーバンでの決定が、地球の温暖化を2°C以下に抑えようとする努力をいっそう妨げる要因になっている。
- ▶ しかし、交渉官たちにとって、REDD+への幅広いアプローチを練り上げるために与えられた時間が増えたといえる。
- ▶ SBSTAは、目的、方法、開始点、活動、時間スケジュールの面でのアプローチの多様性を把握するため、REDD+に向けた国の森林モニタリングを強化する現行のイニシアチブを調査すべきである。
- ▶ IPCCはリモートセンシング、及び各国の状況を反映させるための森林REL/RLの調整に関して、方法論的ガイダンスを作成する任務を引き受けるべきである。

ボンで開かれた2012年の気候変動会議は、多くの参加者に「前例のない」レベルと感じられたほど、先進国と途上国の間に大きな不信感が渦巻いた。それを反映して、主に「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」(Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action)とAWG-LCAの議題に影響を及ぼす手続的な対立が長々と続いた。REDD+に関する協議、特にSBSTAでの協議はそれに比べるといくぶん建設的であり、国の森林モニタリングシステムのモダリティとMRVに関する文面についていくつかの合意に達した。しかし、これまでの会議に比較すると、ボンではREDD+について実質的な進展は見られず、規則と方法論に関する交渉、及びグローバルなREDD+の資金調達メカニズムに関する交渉が始まっただけであった。それぞれの締約国の立場は依然として多様であり、これまでよりも柔軟性を失ってきている。

a) 方法論的ガイダンス

この意味で、IPCCは、方法論的なガイダンスを整備・提供する最も適した組織であろう。IPCCが引き受けるべき任務は、(a) 森林に関連した排出と吸収、森林の炭素ストック、土地利用の変化に関するMRVの方法論的ガイダンス、(b) 各国の状況に合った森林REL/RLの開発に関するガイダンス、(c) 段階的アプローチに一致したリモートセンシングなど、国の森林モニタリングシステムの技術的要素に関するガイダンスである。ボン会議で注目しているのは、REDD+に関する国の報告と検証をICAといったNAMAで用いられている手段に関連付けるという提案、及びREDD+モニタリングに控えめな (conservative) アプローチを取るといふ提案である。ボランタリー市場とCDMは控えめなアプローチを認識しているが、IPCCは、GHGインベントリの報告において過小評価も過大評価もしないことを求めている。REDD+のMRV方法論が控えめなアプローチを採用すると、国のインベントリ報告との不整合が生じる可能性がある。SBSTAはこの問題をさらに検討する必要があるだろう。

COP 13において、途上国は、REDD+のために国家モニタリングシステムの開発を開始するよう求められた。これまですでにUN-REDD、FCPF、及び日本やオーストラリアなどの二国間ドナーは、途上国がREDD+のために森林モニタリングシステムのレビューと強化や、森林モニタリングの人的資源の能力を高める支援に、金銭的・技術的資源を提供してきた。しかし、ボンでの協議にはこれらのイニシアチブからの経験が反映されていなかった。SBSTAは、目的、方法、開始点、活動、時間スケジュールの面でのアプローチの多様性を把握するため、REDD+に向けた国の森林モニタリングに関する現行のイニシアチブを、ワークショップやペーパーなどを通じて調査するべきである。

森林減少・劣化の要因に関するボンでの最初の協議は十分に進展せず、ドーハでの大きな前進の難しさを予感させた。REDD+に関する国の報告の一部として、REDD+の活動、達成された排出削減とともに森林減少・劣化の要因が報告されなければならないため、この問題に関する議論は重要である。要因を報告しなければ、国の規模での追加性を示すことは不可能である。

国際的な森林減少の要因というテーマも討議されている。国際的な要因に対処するさまざまなイニシアチブが進行中であり、次回のCOPではこうしたイニシアチブを認識及び奨励するための声明を出すことを検討すべきであると思われる。こうしたイニシアチブには、不法木材の輸入禁止を目指す法、合法的で持続可能な木材の認証、途上国における合法性ライセンスの支援などが含まれる。この声明では、たとえば持続可能なオイルパーム林の認証など、森林の農地転換の削減を目指す農業セクターのイニシアチブにも言及することができるだろう。



b) 結果ベースのREDD+活動の資金調達のオプション

結果ベースのREDD+活動への資金調達はREDD+交渉の最大の障害となっている。いくつかの国がカーボンオフセットによる資金調達に反対し、市場ベースのメカニズムの実行可能性に疑問を提起しているからである。COP 17でこの問題を前進させるため、締約国は、途上国に対する結果ベースの活動の資金は、公共、民間、二国間、多国間、その他、多様な資金源から調達できるという点で合意した。資金源の多様なオプションを併記するというこの合意により、締約国は、さまざまな資金源を探求し、利用することが可能になった。森林減少の要因に対処するために必要になると予測される多額の資金をまかなうには、多様な資金源の探求が不可避であろう。

公的な資金調達の将来のオプションとしては、グリーン気候基金(GCF)にREDD+のウィンドウを設けるというアイデアが有望である。この提案に対して明白な反対意見はなかった。COP 16で合意されたGCFは、テーマ別の資金調達のウィンドウを使って、途上国でのプロジェクト、プログラム、政策、その他の活動を支援することを意図している。それまでの間、国のREDD+レジストリを提案した国々は、おそらくはノルウェーなど、このアイデアを受け入れている国の支援を得ながら、このオプションの整備と試験を進めることができる。また、サイドイベントの1つで強調されたように、現場で発展しつつある革新的な資金源(REDD+債券、官民パートナーシップなど)についても、さらに作業が必要である。

結果ベースのREDD+の行動の完全実施のために資金調達のオプションに関する交渉を前進させる次の機会は、タイのバンコクで2012年8月30日から9月5日まで開催されるAWG-LCA 15の第2部、及びAWG-LCAに合わせて今年後半にバンコクで開かれる予定だとAWG-LCA議長が述べているREDD+ワークショップである。REDD+資金調達の問題に大きな進展が見られるとしたら、このワークショップ、ならびにUNFCCC事務局が7月までに作成を要請しているテクニカルペーパーが強力なインプットになるだろう。

資金調達のオプション

- 資金源の多様なオプションを併記するというダーバンでの妥協は、世界的な資金調達メカニズムを発展させる上で助けになっていない。
- GCFの資金が合意できる最も現実的なオプションであるように思われるが、予想されるREDD+の資金の必要性を満たすには十分ではないと思われる。
- 国のREDD+レジストリの開発と試験の経験は、このプロセスに情報を提供することになる。

5. 結論

ボンでのREDD+に関する議論の進展はごく限られたものであった。それはなぜだろうか？ダーバン会議での、すべての国が約束する将来の気候変動対策の合意を2020年以降まで遅らせるという決定のために、各国は緊急だと感じられるそれぞれの国の利害を棚上げにして長期的な人類の未来のために世界的なREDD+のメカニズムの必須要素について合意する必要はないと感じるようになってしまったのだろうか？UNFCCCの交渉官たちの責任は、2020年までに合意を形成し、遵守すべき将来の枠組みを築き上げるだけではなく、それ以前にも行動を起こすよう各国を促し、REDD+の準備を行っている国々に明確なガイダンスを与えることも交渉官たちの責任であると理解すべきである。これは、地球の気温上昇を2°C以内に抑えるために気候変動に対して行動することが急務である今、きわめて重要である。

謝辞

このノートを作成にあたり有用な情報を提供して下さった高橋健太郎氏、ノートのレビューをして下さったDr Simon EgglestonとDr Henry Scheyvensに感謝します。

参考文献

UNFCCC. 2012. Document FCCC/SBSTA/2012/L.9./Rev.1

<http://unfccc.int/resource/docs/2012/sbsta/eng/l09r01.pdf> (accessed on 4 June 2012)

IISD. 2012. Summary of the Bonn Climate Change Conference 14-25 May 2012. Earth Negotiations Bulletin. <http://www.iisd.ca/download/pdf/enb12546e.pdf> (accessed on 4 June 2012)

引用

Federico López-Casero,* Makino Yamanoshita and Nalin Srivastava. 2012. IGES Briefing Note on international REDD+ negotiations. UN Climate Change Conference in Bonn, 14-25 May 2012. Ref. 2012/1. Institute for Global Environmental Strategies, Hayama, Japan. P. 1-8.

*e-mail: lopezcasero@iges.or.jp